

平成29年度 第9回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

## 平成29年度第9回農業委員会総会日程表

日時 平成29年 11月24日(金) 午後4時～

場所 ホテルグランフォーレ2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第6 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

日程第7 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

### 出席委員(18名)

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 大西 嘉一郎 | 2番  | 石川 有利  |
| 3番  | 星川 安德  | 4番  | 横尾 昇   |
| 5番  | 押条 和司朗 | 6番  | 篠原 義尚  |
| 7番  | 鈴木 俊一  | 8番  | 武村 美枝子 |
| 9番  | 妻鳥 和美  | 11番 | 坂上 宏   |
| 12番 | 尾崎 靖雄  | 13番 | 鈴木 博美  |
| 14番 | 高橋 藤信  | 15番 | 辻 政春   |
| 16番 | 河村 薫   | 17番 | 齋藤 伊勢子 |

18番 則友 祝幸

19番 石川 武将

欠席農業委員(1名)

10番 高橋 博

出席農地利用最適化推進委員(20名)

1番 脇 純樹

2番 藤田 紘正

3番 薦田 悦男

5番 高橋 忠明

6番 合田 慎太郎

7番 宇高 勉

8番 鎌倉 静夫

9番 石村 好典

10番 中泉 敏則

11番 石川 修平

12番 高橋 功

13番 立川 貞美

14番 三好 忠行

15番 河村 一碩

18番 真鍋 義孝

20番 渡邊 繁

21番 越智 寧

23番 近藤 良啓

24番 高橋 祥志

25番 鈴木 敏也

欠席農地利用最適化推進委員(5名)

4番 森川 雅之

16番 合田 篤夫

17番 鈴木 一郎

19番 加地 照男

22番 尾崎 寿則

出席した職員

事務局長 曾我部 和司

次 長 大西 唯文

係 長 岡田 昇

係 長 河村 由美子

係 長 石川 考太

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。11月末になって非常に寒くなってまいりました。皆さんの体調はいかがなものかと思っております。本日はお忙しい中、第9回農業委員会総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。先週の14、15日と農業委員会の視察研修で香川県農業会議、徳島県阿南市農業委員会へ参りました。両県とも研修を快く受けていただいて、有意義な研修になったと思っております。詳細については後ほど事務局の方から説明してもらいます。

議 長 それでは、ただ今より総会を開催いたします。

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第9回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、10番 高橋博委員から欠席届けがありましたので、ご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の4番 森川雅之委員、16番 合田篤夫委員、17番 鈴木一郎委員、19番 加地照男委員、22番 尾崎寿則委員、より欠席届けがありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、1番 大西嘉一郎委員、18番 則友祝幸委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知  
についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 受付番号35番～37番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申  
請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につい  
てをご説明いたします。受付番号89番金生町山田井の田1筆、90  
番の同じく金生町山田井の田1筆のこの2筆については現況と公図  
が相違しているため、互いに交換し一致させるという理由で交換移  
転ということになります。条件第1号から第7号までについては、問題  
ありません。野菜、水稻を栽培する予定だそうです。受付番号91番  
土居町小林の田1筆については、規模拡大ということで条件第1号  
から第7号までについては問題ありません。野菜、水稻を栽培される  
そうです。受付番号92番土居町蕪崎の畑1筆については、所有地  
に隣接しており、耕作に便利なためということで条件第1号から第7  
号までについては問題ありません。野菜、水稻を栽培されるそうです。  
続きまして受付番号86番、この案件につきましては前回の総会で保  
留になっていました案件です。11月9日に〇〇さんが事務局に来ら  
れまして、今年会社を退職されて体調も回復してきたということで、農  
業をやりたいとのことです。貸していた農地も9月に合意解約をして  
準備しているとのことです。条件第1号から第7号については問題あ  
りません。野菜、水稻を栽培されるそうです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議 長 受付番号89番 質疑ありませんか。

委員 89番、90番異議ありません。

議長 91番

渡辺推進委員 遊休農地の解消にもなるので、異議ありません。

議長 92番

委員 異議ありません。

議長 前回保留になっておりました86番

辻委員 この件については止むを得ないと思います。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、すべて原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。河村由美子さん

河村係長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は9件です。受付番号140、新宮町上山の案件については、受人は、現在、霧の森で調理師をしているが、現在の住まいでは遠距離で通勤に不便なため、数年前に隣接する一体利用地の宅地及び家屋を購入しましたが、駐車場等が手狭なため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場及び物置建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号141、川之江町の案件につ

いては、受人は宅地建物取引業等を営んでおり、生活環境の整った申請地を譲り受けての受人・渡人合致の宅地分譲です。受人、〇〇〇〇〇〇有限会社代表取締役、〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号142、下柏町の案件について、受人は現在マンション住まいのため、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号143、三島宮川の案件について、受人は今まで住んでいた宅地建物が買収にかかり、現在一時的に仮住まいをしているため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇。なお、既に造成されておりますが、始末書が出ています。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号144、中曽根町の案件について、受人〇〇〇〇〇は借家住まいであり、別世帯で暮らしている義父の〇〇〇〇〇と同居するため申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号145、豊岡町長田の案件について、受人は不動産賃貸業を営んでおり、申請地を譲り受けて、賃貸用家屋を建設し、賃貸物件として運用する受人・渡人合致の賃貸用家屋建設です。受人、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号146、土居町津根の案件について、受人は太陽光発電関連事業を全国的に展開しており、日照通風の良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設です。受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号147、土居町津根の案件について、受人は現在不動産賃貸を主に行っていますが、太陽光発電事業により経営の多角化を目指しており、日照通風の良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設です。受人、有限会社〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号148、土居町津根の案件について、受人は不動産業及び土木建築業を営んでおり、申請地を譲り受けて、高齢者向けの住宅及び不足している資材置場とする受人・渡人合致の建売住宅及び資材置場です。受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、  
よろしく申し上げます。

議 長 受付番号140番

委 員 異議ありません。

議 長 141番

委 員 異議ありません。

議 長 142番

委 員 異議ありません。

議 長 143番

武村委員 ここは隣に家ができていて、同時に整地したようになっていますが、  
始末書が出ているので、異議ありません。

議 長 144番

委 員 異議ありません。

議 長 145番

委 員 異議ありません。

議 長 146番

委 員 異議ありません。

議 長 147番

委 員 異議ありません。

議 長 148番



委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君  
(岡田係長、受付番号138番～140番を議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、受付番号141番から143番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいりません。

議長 それでは受付番号138番、質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 139番

委員 異議ありません。

議長 140番

委員 異議ありません。

議長 受付番号141番から143番の再設定について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第6、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 唯文君  
(大西次長、受付番号21番～22番を議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。

議長 受付番号21番、質疑はありませんか。

薦田推進委員 21番、22番については関係者の同意もあり、異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

横尾委員 ここは昔は田だったのですが、河川の付け替えがあつて今は住宅地になっていますので、異議ありません。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第7、諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村由美子さん。

河村係長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更は、1件です。受付番号11、個別除外の案件です。申出人、〇〇〇〇。申出人は現在個人で自動車整備及び販売業を営んでいるが、業績が右肩上がりに推移しており、既存の車両置場は修理点検並びに車検の自動車ではほぼ満車になり、慢性的に車両スペースが不足しています。現在既存の車両置場と整備作業場兼事務所の間には県道が通り、交通量も多く車両の入れ替えに苦慮しており、またお客様のニーズに応えるべく、商品車の展示用スペースを確保するため、既存の事務所付近の土地を検討した結果、除外申出地以外に利用できる土地がなかったため、止むを得ず農用地区域から除外し、車両置場とするものです。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく願います。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 委員さんの補足説明があれば合わせてお願いします。

議 長 受付番号11番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第9回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(16:30)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長

石川有利

委 員

大西嘉一郎

委 員

副 氏 悦 幸